

共謀罪法案の廃案を求める意見書

第164回国会に提案された共謀罪法案（組織犯罪処罰法「改正案」）は、会期末を迎え、秋の臨時国会への継続審議となった。そもそも、この法案は「国連越境組織犯罪条約」を批准するために必要な国内法の改正としながら、実際は、(1)「『国際的かつ組織的』犯罪集団」という規定を外し、(2)サークルや市民団体、労働組合、政党など2人以上のすべての「団体」を対象とし、(3)長期4年以上の刑を定める619の犯罪について、(4)犯罪の予備・未遂・既遂以前の犯罪遂行の「合意」だけで既遂として処罰し、(5)犯罪遂行を思いとどまり、中止しても共謀罪は成立する、というものである。

このことは、何らかの被害が発生したときに限り、その行為を処罰したり、未遂の場合でも、規定のある場合に限り、処罰するという近代刑法の原則に反しているのみならず、犯罪の実行以前の「意志の形成や連絡」自体を把握し、記録しなければならないことから、盗聴や密告、また不当逮捕や不当拘留・不当拘束そして自白の強要などが常態化し、国民の間に相互監視や疑心暗鬼がはびこり、健全な社会の発展を阻害することになる。

憲法で保障された思想及び良心また信教などの内面の自由を侵し、集会・結社・表現の自由、通信の秘密、労働者の団結権など民主主義そのものを破壊する。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、共謀罪法案の制定に反対し、その廃案を強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年9月29日

三鷹市議会議長 石 井 良 司